

## 継続的売買取引基本契約書 [草案]

(売主) ●●●●● (以下「甲」という。) と (買主) 起源株式会社 (以下「乙」という。) は、後記売買対象物 (以下「各種物品」という。) につき、次のとおり継続的売買取引基本契約 (以下「本契約」という。) を締結する。

### 第1条 (基本合意)

甲は乙に対し、継続的に甲製造の各種物品を個別契約に従って売り渡し、乙はこれを買受ける。

### 第2条 (適用範囲)

- 本契約の各条項は、次条以下で定める個別契約に適用される。
- 本契約と個別的な売買契約の取引条件が異なるときは、個別契約の約定または規定を優先するものとする。

### 第3条 (個別契約)

- 各種物品の品名、数量、単価、引渡期日、引渡場所等は、甲乙協議のうえ、個別契約で定めるものとする。
- 個別契約は、乙が甲に対し前項の事項等を記載した注文書を送付し、甲がこれを承諾する旨の注文請書を送付することにより成立する。

### 第4条 (代金支払)

乙は甲に対し、各種物品の代金を、引渡期日の属する月の翌月●日までに下記指定の金融機関・預金口座から振込みで支払う (振込手数料は乙負担)。  
三菱 UFJ 銀行 [銀行コード: 0005] 多治見支店 (店番: 586)  
口座種別: ●●預金 口座名義: 起源株式会社 (キゲンカブシキガイシャ)  
口座番号: ●●●●●●●●

### 第5条 (引渡し)

甲は、引渡期日に、引渡場所に各種物品を持参して引き渡す。  
なお、引渡しに要する費用は甲の負担とする。

## 第6条（検査）

- 1 乙は、各種物品の引渡後、●●日以内に各種物品を検査し、甲に対して合格または不合格の通知を書面または電子メールで行わなければならない。
- 2 乙は、前項の検査により各種物品につき瑕疵または数量不足等を発見したときは、直ちに理由を記載した書面または電子メールをもって甲に不合格の通知をしなければいけない。本通知がなされないまま前項の期間が経過したときは、各種物品が検査に合格したものとみなす。
- 3 甲は、検査の結果、不合格になったものについては、甲の費用負担で引き取り、乙の指定する期限までに代品納入を行わなければならない。
- 4 甲は、乙による検査結果に関し、疑義または異議のあるときは、遅延なく書面または電子メールによりその旨を申し出て、甲乙協議のうえ解決する。

## 第7条（所有権）

各種物品の所有権は、引渡時に甲から乙に移転する。

## 第8条（瑕疵担保責任）

各種物品の引渡後、引渡後の検査においては容易に発見することができなかった瑕疵が発見されたときは、引渡時から●か月以内に限り、乙は甲に対して、無償の修理または代金の全部もしくは一部の返還を請求することができる。

## 第9条（危険負担）

引渡前に生じた各種物品の滅失、毀損、減量、変質、その他一切の損害は、乙の責に帰すべきものを除き甲が負担し、各種物品の引渡後に生じたこれらの損害は、甲の責に帰すべきものを除き乙が負担する。

## 第10条（相殺）

甲は、本契約または本契約に限らないその他の契約等に基づき甲が乙に対して負担する債務と、本契約または本契約に限らないその他の契約等に基づき甲が乙に対して有する債権とを、その債権債務の期限にかかわらず、いつでもこれを対当額において相殺することができる。

## 第 11 条（解除および期限の利益喪失）

- 1 甲または乙が以下の各号のいずれかに該当したときは、相手方は催告および自己の債務の履行の提供をしないで直ちに本契約または個別契約の全部または一部を解除することができる。なお、この場合でも損害賠償の請求を妨げない。
  - ① 本契約の一つにでも違反したとき
  - ② 監督官庁から営業停止または営業免許もしくは営業登録の取消等の処分を受けたとき
  - ③ 差押、仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分その他これらに準ずる手続きが開始されたとき
  - ④ 破産、民事再生、会社更生または特別清算の手続開始等の申立てがなされたとき
  - ⑤ 自ら振り出しまたは引き受けた手形もしくは小切手が 1 回でも不渡りとなったとき、または支払停止状態に至ったとき
  - ⑥ 合併による消滅、資本の減少、営業の廃止・変更または解散決議がなされたとき
  - ⑦ その他、支払能力の不安または背信的行為の存在等、本契約を継続することが著しく困難な事情が生じたとき
- 2 乙が前各号のいずれかに該当した場合、乙は当然に本契約およびその他甲との間で締結した契約から生じる一切の債務について期限の利益を失い、乙は甲に対して、その時点において乙が負担する一切の債務を直ちに弁済しなければならない。

## 第 12 条（損害賠償責任）

甲または乙は、解除、解約または本契約に違反することにより、相手方に損害を与えたときは、その損害の全て（弁護士費用およびその他の実費を含むがこれに限られない。）を賠償しなければならない。

## 第 13 条（遅延損害金）

乙が本契約に基づく金銭債務の支払いを遅延したときは、甲に対し、支払期日の翌日から支払済みに至るまで、年●%（年 365 日日割計算）の

割合による遅延損害金を支払うものとする。

#### 第 14 条（契約期間）

本契約の期間は、あらかじめ定めない。

#### 第 15 条（反社会的勢力の排除）

- 1 甲および乙は、自己または自己の役員が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下これらを「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相互に確約する。
  - ① 反社会的勢力に自己の名義を利用させること
  - ② 反社会的勢力が経営に実質的に支配していると認められる関係を有すること
- 2 甲または乙は、前項の一つにでも違反することが判明したときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
- 3 本条の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わない。

#### 第 16 条（協議解決）

本契約の定めのない事項または本契約の解釈について疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上で解決する。

#### 第 17 条（合意管轄）

甲および乙は、本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、岐阜地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

#### 第 18 条（特約事項）

本契約締結の証として、本契約書 2 通を作成し、甲乙相互に署名または記名・捺印のうえ、各 1 通を保有することとする。

●●●●年●●月●●日

甲 所在地  
商号  
売主 ⑩

乙 岐阜県土岐市肥田町肥田 2992 番地の 13  
起源株式会社  
代表取締役社長 銀川 陽介 ⑩

W P M